

## 平成31年度 東彼杵町入札参加資格審査申請書作成要項

(資格有効期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日)

- 【受付期間】 平成30年11月15日(木)から平成30年12月17日(月)まで  
(持参される場合の受付時間は、土・日・祝日を除く8時30分から12時、13時から17時までです。)
- ※ 不足書類があった場合、原則として再提出を含め12月17日が締切りですので、早めの提出をお願いします。なお、期間外の追加受付及び物品・役務の指名願いは受付けておりませんのであらかじめご了承ください。

【資格の有効期間】 **平成31年4月1日～平成32年3月31日まで(1年間)**

- 【提出方法】 持参 又は 郵送(宅配便可)
- ただし郵送の場合は、12月17日までの消印有効(宅配便による場合は事業所の受付日)。また、受付票の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒またはハガキを同封して下さい。切手等の添付がない場合は返送できません。**不足書類等あった場合、連絡するために返信用封筒を使用させていただく場合があります**のでご了承ください。
- なお、書類はA4サイズとし、背表紙に法人名を記載のうえ、別紙の提出書類に掲げる順番で紙ファイルに綴じて提出してください。紙ファイルの色指定はありません。

【提出先】 〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6  
東彼杵町役場 財政管財課管財契約係  
TEL 0957-46-1111(内線62)  
FAX 0957-46-1152

- 【提出書類】 次に掲げる書類を全て提出してください。書類に不備がある場合は受付できません。書式は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会資格審査申請書類(統一様式)とします。また、数値等記入がない場合はそのままゼロとして登録する場合がありますのでご承願います。

① 今年度は、資格の有効期間が1年間(平成31年4月1日～平成32年3月31日まで)となります。

② 建設工事に関し、経営事項審査の審査項目の中で、健康保険・厚生年金保険及び雇用保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となっていないものは原則、受付を行いません。

## 建設工事

1. 一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設工事) ( **統一様式 1-1** )
2. 工事経歴書
3. 営業所一覧表 (**本社のみの場合でも提出して下さい。**)
4. 業態調書 (技術者経歴書提出の場合は省略可。 **資格が数字で表示してあるものは不可。**)
5. 経営事項審査結果通知書 (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)  
※最新の通知が未着の場合は、前回の分を提出していただき、後で差替え分を送付してください。  
**経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていないものは原則、受付を行いません。**
6. 建設業者許可証明書又は、建設業の許可通知
7. 納税証明書 (**未納がない証明**) **次の①②③全て必要**です。但し②③は、委任がある場合は委任先のみで可です。  
※原則として申請日から3ヶ月以内の証明日のもの
  - ①国税 (法人税、消費税及び地方消費税)  
税務署発行の**様式その3の3**。但し個人の場合は**様式その3の2** (未納がないことを確認できるものであること)
  - ②都道府県税 (都道府県発行)
  - ③市町村税 (市区町村発行)

※ **委任状を提出される方は、営業所一覧表の次に添付**して下さい。また、通知書、証明書等は写しで可です。

## 測量・コンサルタント等

1. 一般競争(指名競争)参加資格申請書(測量・建設コンサルタント等) (**統一様式 1-1、1-2、1-3** )
2. 営業所一覧表 (**本社のみの場合でも提出して下さい。**)
3. 技術者経歴書
4. 測量等実績調書
5. 業態調書 (町HP参照、該当欄に“○”をつけてください。)
6. 登記簿謄本(法人の場合)又は身元証明書(個人の場合)
7. 登録証明書等 (登録が無い場合は、その旨を記入し、法人名・代表者名・会社印の押印があるものを提出してください。)
8. 財務諸表類 (貸借対照表、損益計算書等営業状況が確認できるもの)
9. 納税証明書 (**未納がない証明**) **次の①②③全て必要**です。但し②③は、委任がある場合は委任先のみで可です。  
※原則として申請日から3ヶ月以内の証明日のもの
  - ①国税 (法人税、消費税及び地方消費税)  
税務署発行の**様式その3の3**。但し個人の場合は**様式その3の2** (未納がないことを確認できるものであること)
  - ②都道府県税 (都道府県発行)
  - ③市町村税 (市区町村発行)

※ **委任状を提出される方は、営業所一覧表の次に添付**して下さい。また、通知書、証明書等は写しで可です。